

1. 現状

(1) 新型コロナウイルス感染症の流行以前

- 平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)の世界的流行により、本県でも15～20万人(推計)が感染したことを踏まえ、新型インフルエンザ発生時に感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるため、平成25年(2013年)に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例」の制定、「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行いました。
- 当行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生を想定した医療機関・関係機関と共同での訓練、入院協力医療機関への人工呼吸器の補助、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、発生時の特定接種の実施体制の整備に取り組みました。
- 感染症発生時のまん延防止を図るため、第二種感染症指定医療機関7か所に加え、平成27年(2015年)に第一種感染症指定医療機関を1か所指定し、さらに、新型インフルエンザのアウトブレイク時に本県で医療機関を受診する患者数(上限値)が約22万人と推計されたことを踏まえ、入院患者の病床確保を含めた医療提供体制の整備に取り組みました。

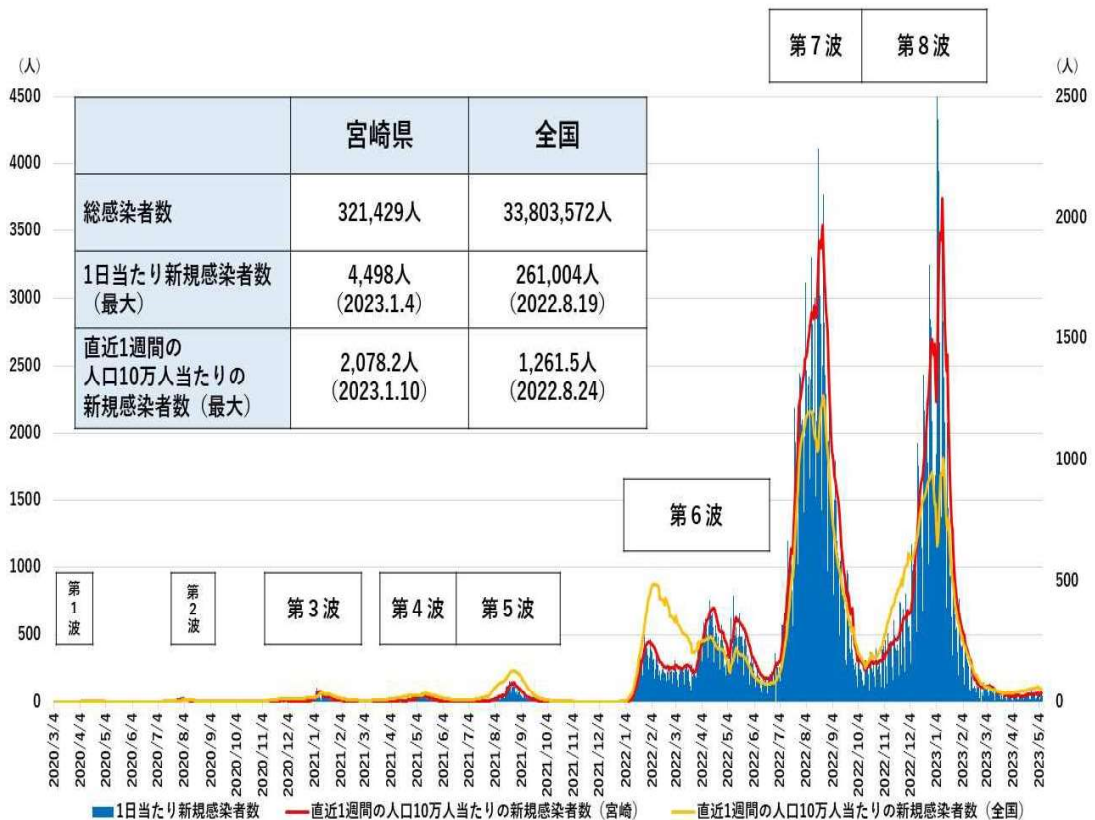
・本県の感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関	なし
第一種感染症指定医療機関 (1)	県立宮崎病院
第二種感染症指定医療機関 (7)	県立延岡病院(延岡西臼杵医療圏) 宮崎県済生会日向病院(日向入郷医療圏) 県立宮崎病院(宮崎東諸県医療圏) 都農町国民健康保険病院(西都児湯医療圏) 県立日南病院(日南串間医療圏) 都城市郡医師会病院(都城北諸県医療圏) 小林市立病院(西諸医療圏)

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行

- 令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の流行は、医療だけにとどまらず社会全体に大きな影響を与えましたが、オミクロン株の特性やワクチン接種の進展などにより、重症化率や死亡率が低下したこと等から、令和5年(2023年)5月8日以降、5類感染症へと移行したところです。
- 国内では、令和2年(2020年)1月16日に1例目の感染が確認されてから、5類感染症へと移行するまでに（令和5年(2023年)5月7日までに）、延べ33,803,572人の感染者、合計74,694人の死亡者が確認されています。
- 本県においても、令和2年(2020年)3月4日に1例目の感染が確認されてから、5類感染症へと移行するまでに、延べ321,429人の感染者、合計778人の死亡者が確認されています。
- 8回にわたる感染拡大の波は回を重ねるごとに大きくなり、第8波では、1日当たりの新規感染者数が最大4,498人と、爆発的な感染拡大に直面し、1日当たりの入院者数（確保病床）も過去最大の259人まで増加し、医療提供体制への負荷が高まりました。

・本県及び全国の感染状況



※ 全国の数値の出典は厚生労働省オープンデータ

・感染拡大の波ごとの主な感染状況

	第1波	第2波	第3波	第4波 (アルファ株)
日数 (期間)	39日 (2020.3.4～ 2020.4.11)	55日 (2020.7.22～ 2020.9.14)	113日 (2020.11.15～ 2021.3.7)	86日 (2021.3.27～ 2021.6.20)
総感染者数	17人	345人	1,576人	1,112人
1日当たり 新規感染者数(最大)	4人	26人	105人	62人
1日当たり入院者数 (確保病床:最大)	14人	101人	102人	84人
重症者数 (重症率)	1人 (5.88%)	4人 (1.16%)	24人 (1.52%)	20人 (1.80%)
死者数 (致死率)	0人 (-)	1人 (0.29%)	21人 (1.33%)	5人 (0.45%)
1日当たり宿泊施設 療養者数(最大)	-	54人	118人	116人
1日当たり施設(高齢者 施設等)療養者数(最大)	-	-	24人	32人
1日当たり自宅 療養者数(最大)	-	-	258人	221人

	第5波 (デルタ株)	第6波 (オミクロン株BA.1系統・ BA.2系統)	第7波 (オミクロン株BA.5系統)	第8波 (オミクロン株BA.5系統・ 亜系統・組換え体)
日数 (期間)	112日 (2021.6.21～ 2021.10.10)	169日 (2022.1.2～ 2022.6.19)	107日 (2022.6.20～ 2022.10.4)	149日 (2022.10.5～ 2023.3.2)
総感染者数	3,070人	50,344人	140,036人	121,473人
1日当たり 新規感染者数(最大)	158人	790人	4,113人	4,498人
1日当たり入院者数 (確保病床:最大)	155人	115人	178人	259人
重症者数 (重症率)	21人 (0.68%)	11人 (0.02%)	35人 (0.02%)	47人 (0.04%)
死者数 (致死率)	14人 (0.46%)	104人 (0.21%)	223人 (0.16%)	403人 (0.33%)
1日当たり宿泊施設 療養者数(最大)	194人	262人	204人	157人
1日当たり施設(高齢者 施設等)療養者数(最大)	10人	140人	341人	987人
1日当たり自宅 療養者数(最大)	800人	4,138人	23,474人	-

※自宅療養者数は、全数届出の見直しが行われるまで(～2022.9.25)の実績

※第8波の入院者数はHER-SYS入力情報の抽出(医療機関の入力漏れがある可能性に留意が必要)

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制

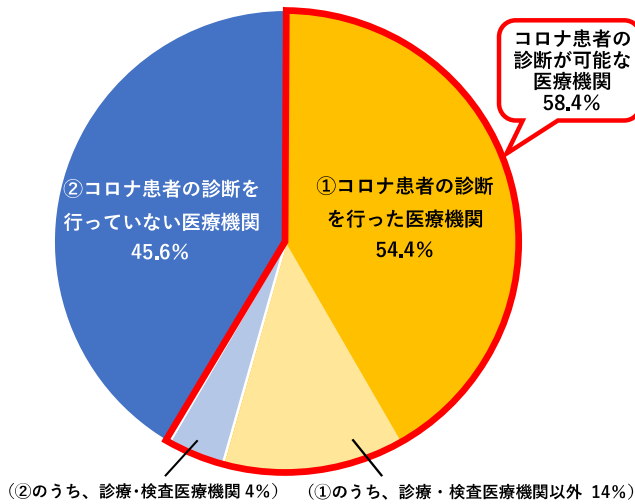
- 令和2年(2020年)9月から発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として県が指定する取組を進め、第8波では453医療機関を指定しました。
- 第7波のピーク時には1日の新規感染者数が4千人を超え、小児科や救急を中心に外来がひっ迫しましたが、第7波を超える感染拡大に直面した第8波では、診療・検査医療機関(医療機関数・診療時間)の拡充や、全数届出の見直しによる事務の簡素化等により、第7波までのひっ迫状況には至りませんでした。
- 令和2年(2020年)3月当初は、感染症指定医療機関が有する病床31床により、入院受入を開始し、以降、医療機関に対して繰り返し病床確保の要請を行うことにより、第8波では最大415床まで増加しました。
- 第8波では、高齢者層の感染が増加するとともに、高齢者施設や医療機関でのクラスターの多発等により、病床使用率が60%を超えて過去最多を更新するなど、入院受入体制がひっ迫しました。

・感染拡大の波ごとの医療提供体制の主な状況

	第1波	第2波	第3波	第4波 (アルファ株)
診療・検査 医療機関数	—	—	379	379
確保病床数	106床	246床	274床	285床
入院受入 医療機関数	23	26	27	30
1日当たり入院者数 (確保病床：最大)	14人	101人	102人	84人
病床使用率 (重症病床使用率)			41.5% (30.3%)	29.9% (21.2%)
	第5波 (デルタ株)	第6波 (オミクロン株BA.1系統・ BA.2系統)	第7波 (オミクロン株BA.5系統)	第8波 (オミクロン株BA.5系統・ 亜系統・組換え体)
診療・検査 医療機関数	386	412	431	453
確保病床数	332床	297床	381床	415床
入院受入 医療機関数	33	38	43	50
1日当たり入院者数 (確保病床：最大)	155人	115人	178人	259人
病床使用率 (重症病床使用率)	50.5% (36.4%)	42.4% (20.0%)	53.6% (46.7%)	64.4% (29.4%)

- 発熱外来について、第8波では、県内の医療機関の半数以上がコロナ患者の診断を実施しました（内科、耳鼻科、小児科標榜医療機関では、全体の66%が診断を実施）。

・第8波における発熱外来の対応の状況（2023年3月公表）

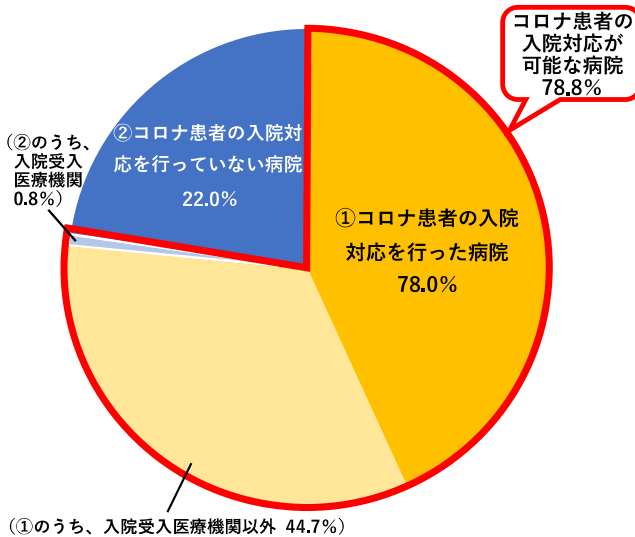


	医療機関	内科、耳鼻科、小児科標榜
全体 (※)	1,031	753
① コロナ患者の診断を行った医療機関	561	496
診療・検査医療機関	412	376
上記以外	149	120
② コロナ患者の診断を行っていない医療機関	470	257
診療・検査医療機関	41	32
上記以外	429	225

※「令和2年度医療施設調査」を基に集計（歯科を除く）

- 入院対応について、第8波では、県内の病院の約8割が実施しました。

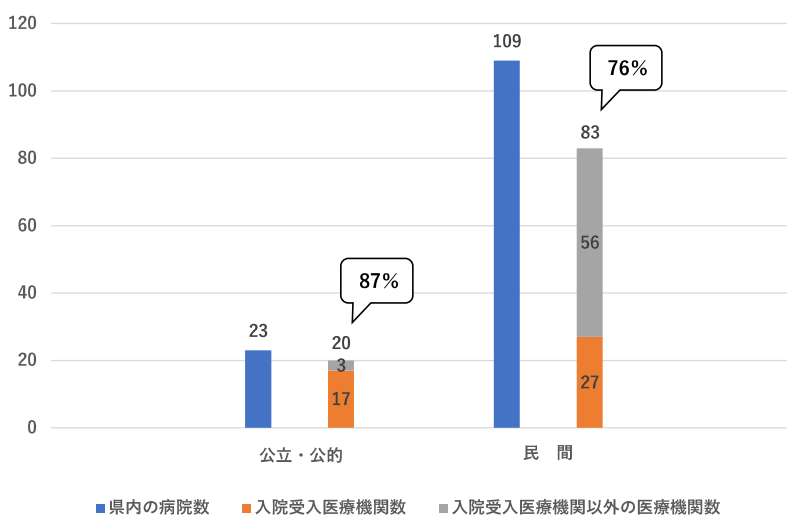
・第8波におけるコロナ患者の入院対応の状況（2023年3月公表）



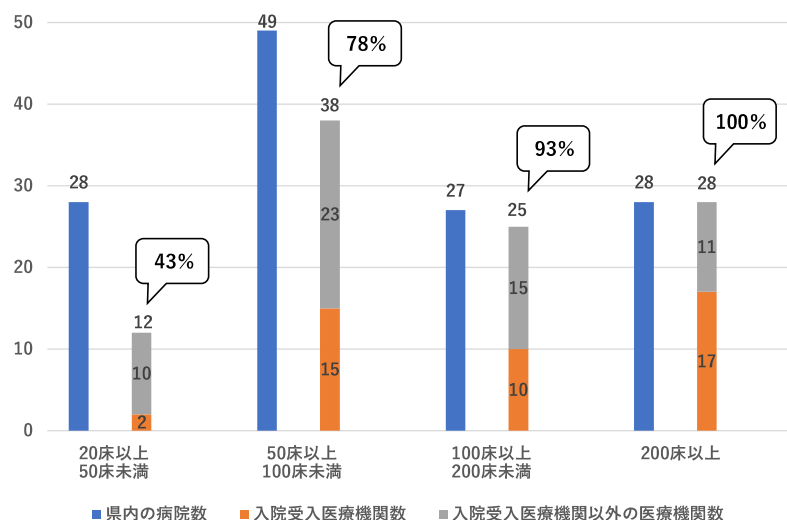
	病院 (許可病床 20床以上)	診療所 (許可病床 20床未満)
全体 (※)	132	134
① 入院対応を行った医療機関	103	21
入院受入医療機関 (確保病床)	44	4
上記以外	59	17
② 入院対応を行っていない医療機関	29	113
入院受入医療機関 (確保病床)	1	1
上記以外	28	112

※宮崎県調べ(2023年3月時点)

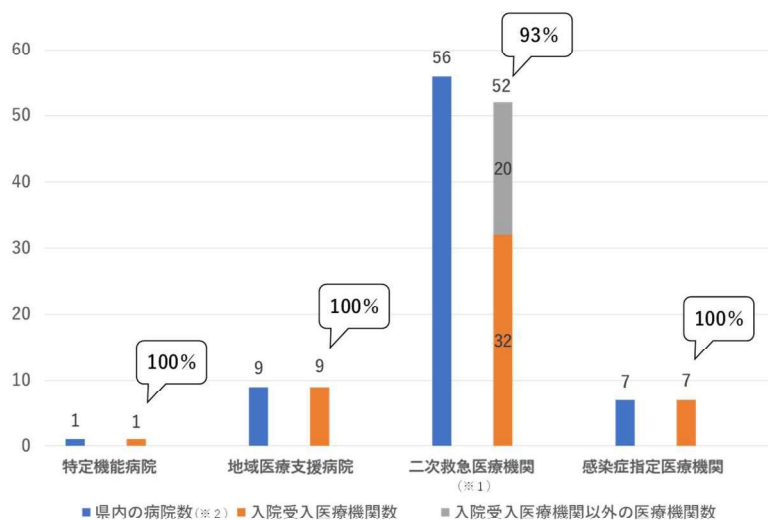
・【参考】第8波におけるコロナ患者の入院対応の状況（設置者別）



・【参考】第8波におけるコロナ患者の入院対応の状況（病床数別）



・【参考】第8波におけるコロナ患者の入院対応の状況（機能別）



※1 二次救急医療機関は、内科・呼吸器内科を協力診療科目としている医療機関に限る

※2 医療機関数については、特定機能病院・地域医療支援病院・感染症指定医療機関は2023年3月時点、二次救急医療機関は2022年12月現在の数

3. 課題

(1) 医療機関の機能に応じた役割分担、平時からの計画的な体制確保

- 通常医療に用いている病床を新興感染症病床として確保するには、入院患者の転院調整等が必要になり、平時から、そのための仕組みやルール等を定め、各医療機関の機能に応じた役割分担が重要です。
- 感染流行の初期段階から、かかりつけ医等の身近な医療機関等に相談・受診できる体制を確保するとともに、有事に備え、医療用物資を備蓄しておく必要があります。

(2) 関係者間の平時からの連携強化

- 有事において、必要な対策が機動的に講じられるよう、平時から関係者間の意思疎通、情報共有、連携推進を図ることが重要です。
- 医療機関における研修・訓練の実施等により、感染症対応を行う人材育成の推進を図る必要があります。

4. 施策の方向

【医療圏】

新興感染症に係る医療提供体制については、7つの二次医療圏を基本とし、状況に応じて他圏域と適切に連携を図るとともに、宮崎県感染症対策連携協議会において相互に進捗確認を行いながら、次に掲げる方向性に沿って取組を進めていきます。

(1) 機能・役割に応じた感染症対応に係る医療提供体制の確保

①	入院医療を担当する医療機関との協定締結による病床確保
②	地域の実情を踏まえた関係機関との連携による円滑な入院調整体制の構築
③	発熱外来を担当する医療機関との協定締結による患者受入体制の構築
④	自宅療養者等に対する医療の提供を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）との協定締結による往診やオンライン診療、訪問看護、医薬品対応等の実施
⑤	感染症患者以外の患者の受入、感染症からの回復患者の転院受入又は人材派遣を担当する医療機関との協定締結による後方支援体制の確保
⑥	医療機関等との協定締結による個人防護具の備蓄

(2) 感染症の予防に関する人材の資質の向上

①	協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）を含む感染症指定医療機関における研修・訓練の実施
---	-----------------------------------------------------

5. 目標

指 標	目標値	
	流行初期 (※1)	流行初期以降 (※2)
医療措置協定締結医療機関(入院)の確保病床数(感染症病床を含む)	146床	449床
医療措置協定締結医療機関(発熱外来)の機関数	34機関	447機関
医療措置協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の機関数	—	602機関
医療機関数		233機関
薬局数		299機関
訪問看護事業所数		70機関
医療措置協定締結医療機関(後方支援)の機関数	—	98機関
医療措置協定締結医療機関(人材派遣)の確保人数	—	60人
県外派遣可能な人数		38人
医 師		12人
県外派遣可能な人数		8人
看護師		48人
県外派遣可能な人数		30人
医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う(2ヶ月分以上個人防護具の備蓄を行う)医療機関数	協定締結医療機関の8割以上の医療機関数	
患者受入に係る研修・訓練の実施数	全協定締結医療機関が年1回以上実施	

※1 厚生労働大臣による新興感染症発生の公表後1週間から3ヶ月の間

※2 流行初期経過後の3ヶ月